

下記の委託業務について、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号。以下「規則」という。）第34条の規定に基づき公告する。

平成29年6月23日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経済産業部森林・林業局森林計画課

電話番号 054-221-2668

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

森林計第1号

(2) 業務名

平成29年度森林情報システム林地台帳管理機能開発業務委託

(3) 業務概要

入札説明書等による。

(4) 業務期間

契約日から平成30年3月23日限り

4 競争入札参加資格

静岡県が発注する情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成11年静岡県告示第644号）の第1に定める競争入札に参加できる者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていることについての確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 静岡県の情報システム開発等の業務の委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(3) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団

又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 静岡県が発注する情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札資格において、登録業務が「システム開発業務」及び「システム運用・管理業務」である者、又は入札参加資格の確認結果通知日までに「新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者」であること。

(6) 都道府県が発注した「GISを含む森林情報に係るシステム開発業務」、又は「静岡県森林情報システムの改良、運用・保守又はデータ整備業務」を受託した実績を有する者であること。

5 入札説明書等の配布期間、配布交付場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告の日から平成29年7月19日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までの午前9時から午後5時までとする。

(2) 配布場所

上記2の担当部局に同じ

(3) 配布方法

無料で直接配布する。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認申請書（様式第1号）及び入札参加資格確認資料を提出すること。

(1) 提出期間

公告の翌日から平成29年7月3日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までの午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

上記2担当部局に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成29年7月20日（木）午後2時00分

(2) 入札の場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館2階第1会議室D

(3) 入札方法

入札書、委任状（代理人の場合）は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

- (4) 入札保証金及び契約保証金
免除

- (5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札、入札に関する条件等に違反した者が行った入札は無効とする。

- (6) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (7) 契約書作成の要否
要

8 その他

- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 照会窓口は、静岡県経済産業部森林・林業局森林計画課（電話 054-221-2668）とする。
- (3) 詳細は入札説明書等による。